

個人事業者の事業用資産の 贈与税・相続税を"ゼロ"に！

－ 中小企業経営承継円滑化法個人事業者向け手引き －



【目 次】

- 1 個人事業承継税制とはどのような制度か知りたい
- 2 どのような事業者が対象か？対象となる承継パターンなどを知りたい
- 3 どのような後継者が対象になるのか認定要件を知りたい
- 4 「個人事業承継計画」について知りたい
- 5 認定申請の手続きについて知りたい

1 個人版事業承継税制とはどのような制度か知りたい



個人事業者向けの事業承継税制が創設されたとのことだが、どのような制度なのか概要を教えてほしい。

個人版事業承継税制は、個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、事業用の土地・建物、機械・器具備品などの多様な資産に係る「贈与税・相続税を100%納税猶予する制度」です。



【もう少し詳しく解説します】

対象となる事業用資産（特定事業用資産）

先代事業者の事業の用に供されていた次に掲げる資産で、贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているものをいいます。

- 土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで）
- 機械・器具備品（工作機械等）、営業用の自動車等
- 生物（乳牛・果樹等）
- 無形固定資産（特許権等）

対象とならない資産

- 個人事業者が保有している家事用資産（自宅の土地・建物、預貯金、有価証券、金品等）
- 事業用資産のうち、不動産貸付用の土地・建物、棚卸資産、事業用の預貯金、売掛金等

対象期間

平成31(2019)年1月1日～令和10(2028)年12月31日までに行われる贈与・相続

→利用にあたっては、平成31(2019)年4月1日～令和8(2026)年3月31日までに「個人事業承継計画」を県へ提出し確認を受けておく必要があります。

贈与・相続の要件

原則として、承継する事業に係る特定事業用資産の全てを後継者一人に一度に承継する必要があります。

既存の小規模宅地等の特例との選択制

既存の小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）との選択制になります（詳細は10頁参照）。

2 どのような事業者が対象か？対象となる承継パターンなどを知りたい



どのような事業者が対象になるのか、また、どのような承継のパターンが対象になるのかなど教えてほしい。

対象となる個人事業者は、中小企業者（個人）であることや青色申告書を提出していることなど、様々な要件があります。



【もう少し詳しく解説します】

① 中小企業者（個人）である

個人事業者の場合は、従業員数で判定します。

② 青色申告書（65 万円控除）を提出している

贈与又は相続年以前3年間において、青色申告書（65 万円控除）を提出していたことが必要です。

③ 性風俗関連特殊営業、不動産貸付業等に該当しない

「不動産貸付業等」とは、他の事業を行っている場合でも、保有する事業用資産のうち貸付用不動産や預貯金等の割合が70%以上、又はその運用収入が75%以上の場合は該当します。なお、「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する事業のことを指します。

④ 総収入（売上）がある

特定事業用資産に係る事業の売上があることが必要です。

⑤ 廃業届出書を提出している（贈与）

県への認定申請時まで、承継する事業について「廃業届出書」を提出している必要があります。

⑥ 後継者が認定要件を満たしている

上記①～⑤は先代の認定要件になります。後継者の認定要件については5頁をご覧ください。

⑦ 贈与税・相続税が発生する

事業用資産の評価額によっては、贈与税・相続税が発生しない場合があります。

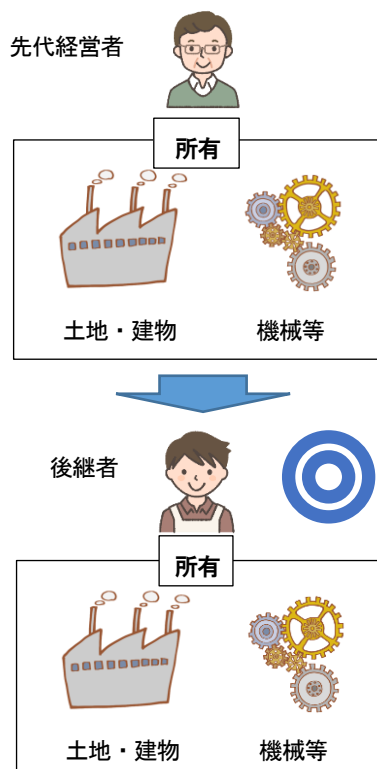
⑧ 承継のパターンについて

「原則、先代一人から後継者一人」（第一種）ですが、「先代と同一生計の親族」からの承継（第二種）については、先代からの承継以後1年以内に承継する場合は対象になります。また、異なる土地の事業の場合は同一年中に限り、事業ごとに複数の後継者も対象になります。

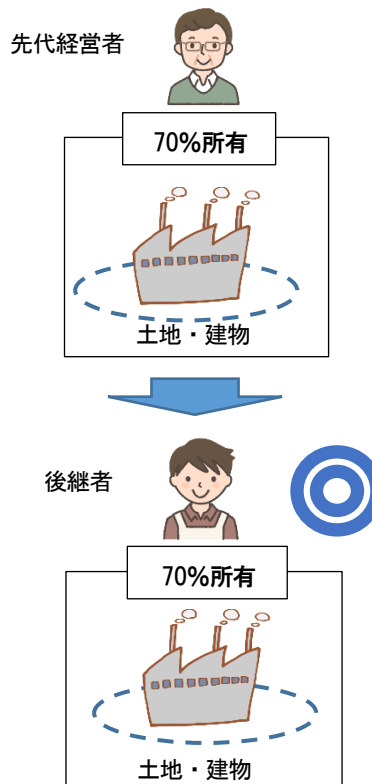
詳しくは3～4頁の承継パターン例をご覧ください。

個人版事業承継税制における承継パターン例（◎…適用可、×適用不可）

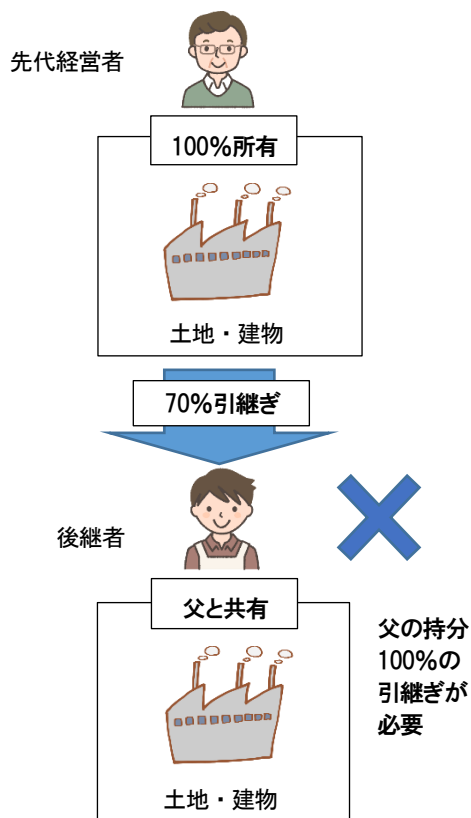
パターン① 父→子1人へ承継
父がすべて所有している場合



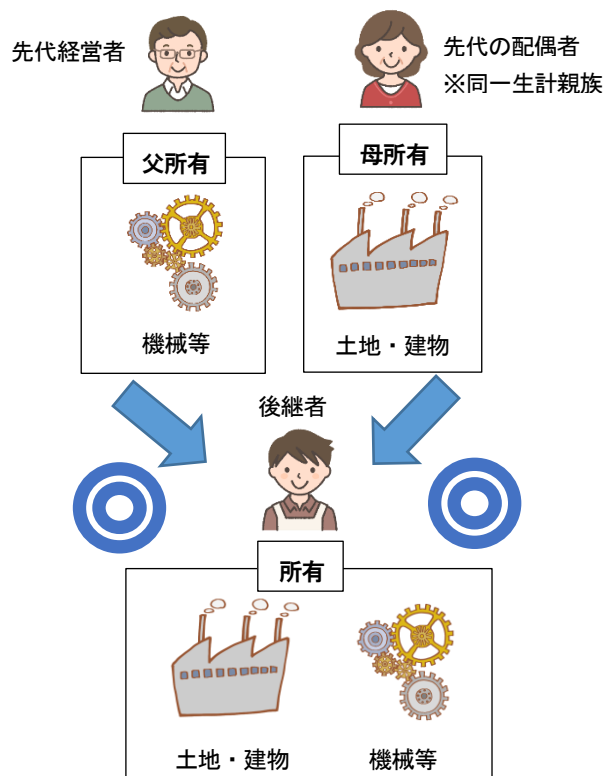
パターン② 父→子1人へ承継
子へ共有持分をすべて承継した場合



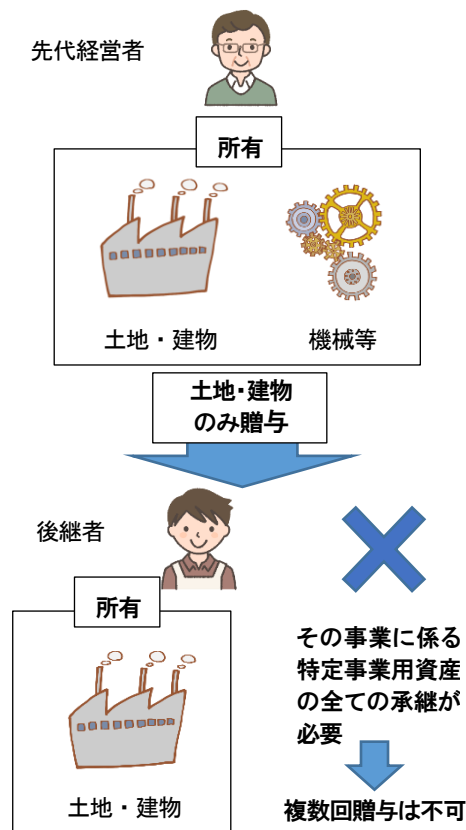
パターン③ 父→子1人へ承継
子へ持分の一部を承継した場合



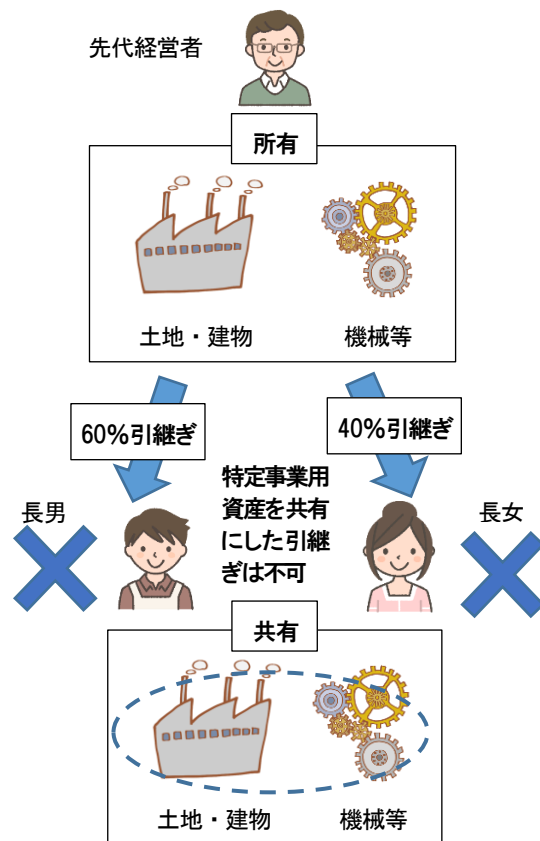
パターン④ 父・母→子1人へ承継
父が機械を贈与(相続)し、その贈与(相続)後1年以内に、母が不動産を贈与(相続)



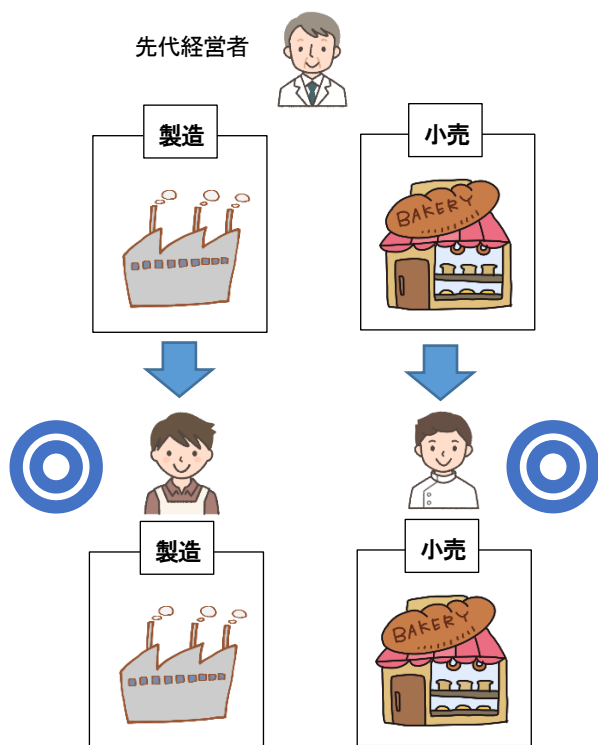
パターン⑤ 父→子1人へ承継
子へその事業に係る特定事業用資産の一部を承継した場合



パターン⑥ 父→子2人へ承継
子2人へ共有持分として承継した場合

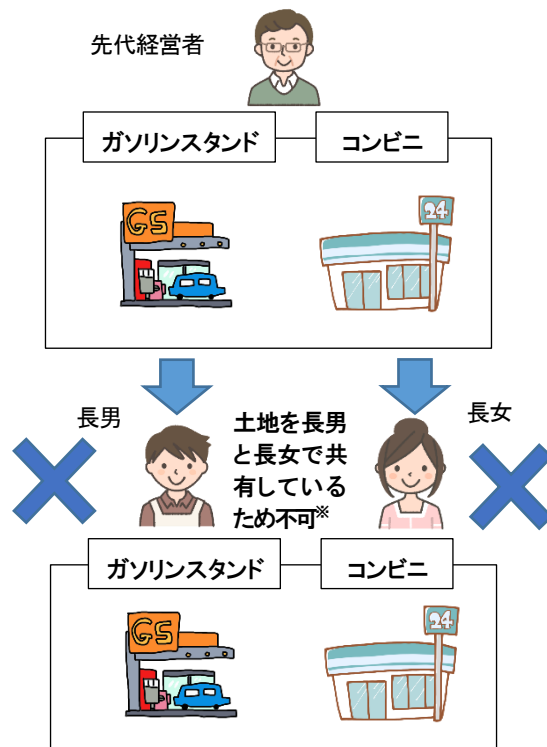


パターン⑦ 父→子2人へ承継
別々の土地で製造業と小売業を行っており、同一年中に事業ごとに子2人へ承継



※同一事業でも別々の土地であれば対象

パターン⑧ 父→子2人へ承継
同一の土地でガソリンスタンドとコンビニを行っており、事業ごとに子2人へ承継



※土地を分筆できる場合は対象

3 どのような後継者が対象になるのか認定要件を知りたい



納税猶予を受けるためには、後継者が認定要件を満たしていることが必要とのことですが、どのような後継者が対象になるのでしょうか？

後継者の方の認定要件ですが、承継する事業又は同種もしくは類似の事業に従事していたこと、開業届を提出すること、青色申告書の承認を受けていることなど、いくつかの要件があります。



後継者の認定要件

(贈与・相続共通)

- ☐ 県による「個人事業承継計画」の確認を受けていること
- ☐ 「個人事業承継計画」に記載された者であること
- ☐ 認定申請時までに関業の届出書を提出していること
- ☐ 認定申請時までに関色申告書の承認を受けていること又は受ける見込みであること
- ☐ 申請基準日において、特定事業用資産を性風俗関連特殊営業の用に供していないこと
- ☐ 事業承継により、その事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備付けを行っていること
- ☐ 申請基準日まで引き続き特定事業用資産の全てを有し、かつ自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

(贈与のみ)

- ☐ 贈与時に20歳以上(令和4年4月以降18歳以上)であること
- ☐ 贈与の日まで引き続き承継する特定事業用資産に係る事業又は同種もしくは類似の事業に3年以上従事していたこと

(相続のみ)

- ☐ 相続開始の直前に、承継する特定事業用資産に係る事業又は同種もしくは類似の事業に従事していたこと(ただし、先代が60歳未満で死亡した場合を除く)

4 「個人事業承継計画」について知りたい



「個人事業承継計画」って難しいのかしら？どんなものを作ればいいのか教えてください。

個人事業承継計画は、2枚程度の簡易な内容です！
認定経営革新等支援機関に指導・助言を受けて意見書を記載してもらい、県に提出し確認を受けます。



<個人事業承継計画の作成内容（記入例）>

実際の縮尺とは異なります！

1 特定事業用資産に係る事業について

主たる事業内容	プラスチック製品製造業
常時使用する従業員の数	15人

2 先代事業者について

先代事業者の氏名	中小 太郎
----------	-------

3 個人事業承継者について

個人事業承継者の氏名	中小 一郎
------------	-------

4 先代事業者が有する特定事業用資産を個人事業承継者が取得するまでの期間における経営の計画について

特定事業用資産を承継する時期（予定）	2026年10月～2028年10月頃予定
当該時期までの経営上の課題	・精密機器向け部品を中心に安定した受注はあるが、受注先の高齢化が進んでおり、売上は横ばいが続いている。 ・〇〇
当該課題への対応	・事業承継をきっかけに、新規分野である医療機器向け部品の製造に着手し、新規の受注先の獲得を図る。 ・〇〇

5 個人事業承継者が特定事業用資産を承継した後の経営計画

具体的な実施内容
1年目：先代事業者時代の得意先との関係性を継続できるよう、引継ぎを行うとともに医療機器向け部品の試作品の作成を行う。加えて、・・・を行う。
2年目：・・・
3年目：・・・



経営計画の内容については、経営改善、販路・顧客開拓、新商品開発、雇用、人材育成、設備導入、店舗改装など、後継者が取り組んでいこうと考えている内容を年次ごとに記載してください。

5 認定申請の手続きについて知りたい



納税猶予を受けたいのですが、手続きをどのように進めたらよいのか？
分かりやすく教えてください。

大きくは、「個人事業承継計画の作成」、「県への確認申請」、「贈与の実行／相続の開始」、「認定申請書の作成」、「県への認定申請」及び「税務署への申告」といった流れになります。



【もう少し詳しく解説します】

贈与税・相続税の納税猶予を受けるには、「**個人事業承継計画の提出**」「**認定申請書の提出**」「**税務署への申告**」が必要です。認定の有効期間は県の認定後2年間ですが、税務署への申告後3年に1回、税務署に「**継続届出書**」を提出する必要があります。

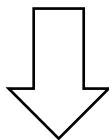
また、「**先代と同一生計の親族**」からの**承継**については、先代からの承継以後1年以内に承継し手続きを進める必要があります。



手続きには提出期限が明確に定められており、期限を過ぎると猶予を受けることができなくなりますので、注意が必要です。

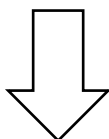
個人事業承継計画の作成

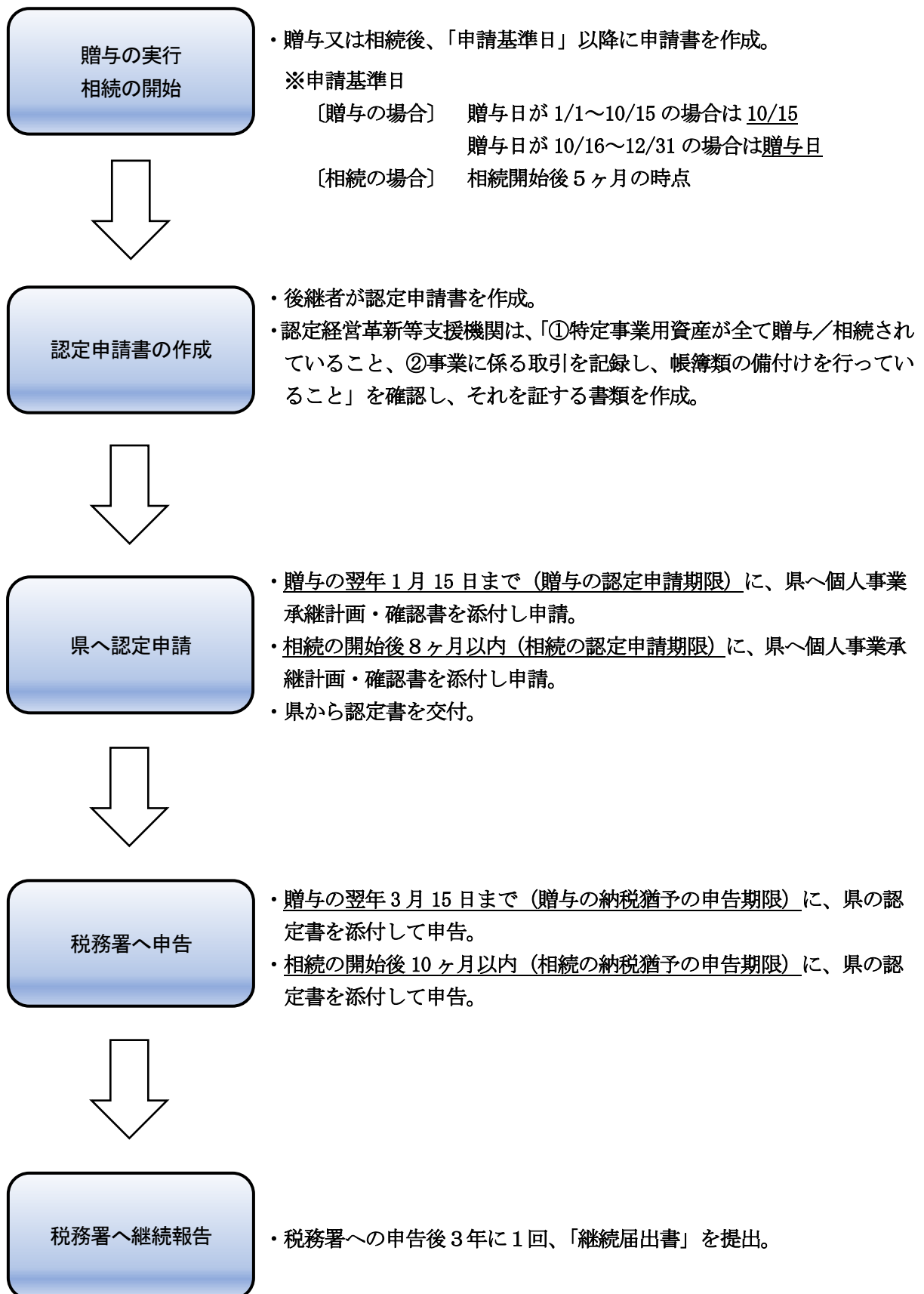
- ・後継者が作成し、認定経営革新等支援機関（税理士、公認会計士、金融機関、商工会、商工会議所等で国の認定を受けた機関）が所見等（指導・助言）を記載。



県へ確認申請

- ・令和8（2026）年3月31日まで提出可能。
- ・この提出期限までは、納税猶予の認定申請と併せて提出が可能。
- ・県から確認書を交付。





贈与の認定後に、贈与者が死亡した場合には、相続税の納税猶予へ切り替えるための手続きが必要です。詳しくは、中小企業庁のホームページに記載されているマニュアルをご覧ください。



■ 申請書類について

個人事業承継計画申請に必要な書類	
1	【様式第21の3】確認申請書（個人事業承継計画）（原本1部、写し1部） 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた確認申請書を提出してください。
2	青色申告書、青色申告決算書その他の明細書 先代事業者の申請の直前の年の青色申告書、その青色申告書に添付される貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写しを添付してください。
3	その他、確認の参考となる書類 その他、確認の判断ができない場合、参考となる資料を提出いただくことがあります。
4	返信用封筒 定形外封筒（返信先宛先を明記してください）を同封してください。切手は不要です。
5	連絡先・担当者が分かるもの 名刺やメモなど連絡先や担当者が分かるものを同封してください。

認定申請に必要な書類	
1	認定申請書 2部（原本、副本）※副本は袋とじ
2	【贈与の場合】贈与契約書の写し 及び 贈与税額の見込み額を記載した書類 【相続の場合】遺言書又は遺産分割協議書の写し 及び 相続税額の見込み額を記載した書類
3	開業の届出書の写し
4	【贈与の場合】廃業の届出書の写し
5	青色申告の承認の申請書の写し 又は 青色申告の承認の通知の写し
6	先代事業者の贈与（相続）年の前年・前々年の青色申告書 及び 青色申告決算書の写し
7	認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面
8	【贈与の場合】個人事業承継者が3年以上事業従事していたことを証する書面 【相続の場合】個人事業承継者が相続開始の直前において事業従事していたことを証する書面
9	性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書
10	先代事業者 及び 個人事業承継者の住民票の写し
11	個人事業承継計画 又は その確認書の写し
12	返信用封筒（宛先明記、切手不要）
13	連絡先・担当者が分かるもの

※上記は、先代事業者から後継者への承継（第一種）の認定申請に必要な書類になります。
いずれの申請も郵送のみの受付となります（当日消印有効）。

申請書類の詳細については、中小企業庁のホームページをご覧ください。
また、贈与・相続の認定申請書の作成や提出に当たっては、税理士さんなどの専門家の方にご相談されることをお勧めします。



(参考) 小規模宅地等の特例について

小規模宅地等の特例は、相続等により取得した宅地等のうち、被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた一定の宅地等について、一定の面積までの部分につき、その相続税の課税価格を減額する特例です。

個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）の主な違い

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例
事前の計画策定等	個人事業承継計画の提出 平成31年4月1日から 令和8年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成31年1月1日から 令和10年12月31日まで	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	・ 宅地等（400㎡まで） ・ 建物（床面積800㎡まで） ・ 一定の減価償却資産	宅地等（400㎡まで）のみ
減額割合	100%（納税猶予）	80%（課税価格の減額）
事業の継続	終身	申告期限まで

小規模宅地等の特例の詳細については、国税庁のホームページや最寄りの税務署又は税理士さんにご確認ください。



事業承継に関するお問合せ先の一覧です。参考にしてください！



● 事業承継税制に関するお問合せ・申請先

かながわ中小企業成長支援ステーション

横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内 (〒231-8588)

電話 (045) 285-0748 (直通)

詳細は、 で検索。

● 事業承継に関するご相談

神奈川県事業引継ぎ支援センター

横浜市中区尾上町 5 丁目 80 番地 神奈川中小企業センタービル 12 階 (〒231-0015)

電話 (045) 633-5061 (直通)

● 事業承継税制・遺留分に関する民法の特例に関する最新情報

● 中小企業庁 事業環境部 財務課

東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号 (〒100-8912)

電話 (03) 3501-5803 (直通)

詳細は、 で検索。

● 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特集」ほか

令和 7 (2025) 年 3 月発行

(冊子の内容に関するお問合せ)

かながわ中小企業成長支援ステーション

横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内 (〒231-8588)

電話 (045) 285-0748 (直通)